

Japanese Practice News

SEPT 2021, No. 12 | KPMG Global Japanese Practice (Taiwan firm)



営利事業者が防疫物資を購入した場合の仕入税額 は売上税額から控除が可能

財政部北区国税局2021年8月13日付プレスリリース

COVID-19に関連して、企業が従業員の健康及び企業の 運営を維持するために、従業員全体の使用に供する防疫 物資を購入した場合、取得した統一発票記載の仕入税額 は、売上税額から控除することができます。

財政部北区国税局は以下の説明をしています。

付加価値型及び非付加価値型営業税法(以下、「営業税法」)第15条の規定によると、「営利事業者は当期の売上税額から仕入税額を差し引いた後の残高を当期の納付又は還付の営業税額とする。」とされています。営利事業者は従業員の健康及び企業の正常運営を維持するために、簡易検査キット、手袋、フェイスガード、マスク、電子体温計、アルコール消毒液等の各種防疫物資を購入し、従業員全体の使用のために営業場所に備え置く場合、一定の従業員のみが使用できるものではないため、同法第19条第1項第4号に規定の従業員慰労の性質には属さず、本業及び付属業務の使用に供する物品に該当すると見なされ、その購入に伴う仕入税額は取得した統一発票に基づき、売上税額から控除することができます。

ショッピングモールを営むA社は、顧客及び従業員の安全を守るために、売り場で働く従業員にフェイスガード及びマスクの着用を規定し、従業員の使用のために、2021年5月にB社からフェイスガード及びマスク等の防疫物資をNT \$10万分購入しました。購入した防疫物資は使用者が特定されておらず、従業員の健康及び企業の正常運営を維持するために必要なものであるため、A社は営業税の申

同局は以下の例で説明しています。

告において、防疫物資購入に伴う仕入税額を売上税額から控除することができます。

KPMG Observations KPMGの見解

以前の財政部通達1986年10月3日台財税第7567454号において、営利事業者が営業場所に従業員全体の使用に供するためのちり紙、石鹸、消費性用品、お茶等の物品を購入した場合、その仕入税額を売上税額から控除することができると説明がありました。最近、企業はCOVID-19に対応し、従業員全体の使用に供するための防疫物資を購入した場合、その目的は職場環境の安全を維持することであり、本業及び付属業務の経営に必要なものに属するため、「従業員全体の使用に供する」といった前述の通達の趣旨を参照し、その購入によって支払った仕入税額は売上税額から控除することができると考えられます。

KPMG Taiwan Network

台北事務所

日本業務組連絡先 日本語対応可能

台北市11049信義区 信義路5段7号68F

T:+886 281016666 (代表)

F: +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市300091 科学園区展業一路11号 **T** +886 3 579 9955 F+886 3 563 2277

台南事務所

台南市700002中区 民生路2段279号16F T +886 6 211 9988 F+886 6 6229 3326

台中事務所

台中市40758西屯区 文心路二段201号7F T+886 4 2415 9168 F +886 4 2259 0196

高雄事務所

高雄市801647前金区 中正四路211号12Fの6 T +886 7 213 0888 F +886 7 271 3721

Contact us

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 2 8758 9946 内線番号: 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇官

パートナー

T +886 2 8758 9688 内線番号: 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 2 8758 9995 内線番号: 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司 パートナー

T +886 2 8758 9794 内線番号: 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

柯 有聰

パートナー

T +886 2 8758 9980 内線番号: 16592

E jasonko1@kpmg.com.tw

記帳部門(記帳代行、個人所得稅、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 2 8758 9992 内線番号:00584

E etsai@kpmg.com.tw

登記部門(会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8758 9780 内線番号: 02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

坂本 幸寬

T +886 28758 9751 内線番号: 19065 E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

平野 健史

T +886 2 8758 9927 内線番号:19794

E thirano1@kpmg.com.tw

home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the

© 2021 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

発行責任者: 林 琇宜 統括/KPMG台湾